

少額投資非課税制度（NISA）の一部改正のお知らせ

平成 26 年度税制改正により、少額投資非課税制度（NISA）の一部が改正されますので、お知らせします。
 なお、改正後の制度は平成 27 年 1 月 1 日以降に行う手続き分から適用となります。平成 26 年 12 月末までは適用となりませんのでご注意ください。

《主な改正内容》

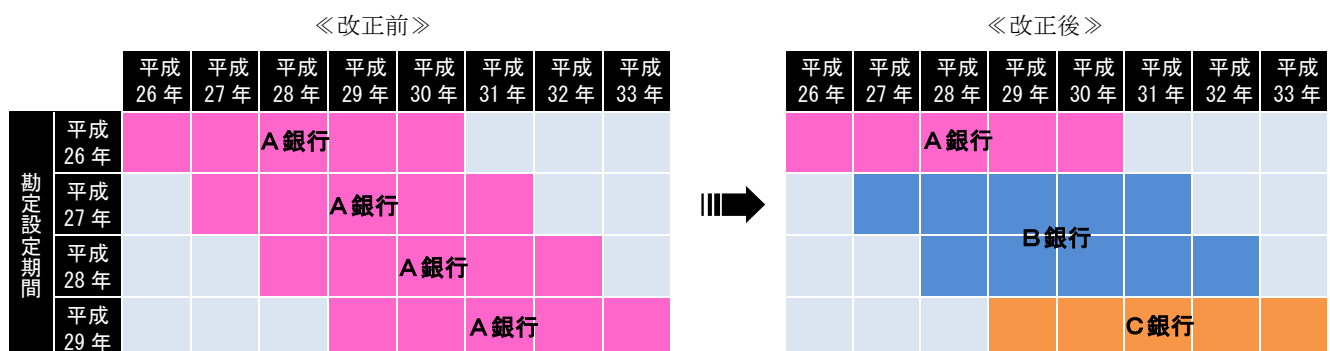
改正事項	改正前	改正後
同一の勘定設定期間内（※1）における金融機関の変更	変更できません（同一の勘定設定期間内に複数の金融機関に非課税口座を開設することはできません）。	一定の手続きの下で、1 年毎に金融機関の変更が可能となります。 但し、 <u>変更しようとする年分の非課税管理勘定（※2）で既に投資信託等を購入していた場合は、その年内における金融機関の変更はできません。</u>
同一の勘定設定期間内における非課税口座廃止後の再開	再開できません。	一定の手続きの下で、再開することが可能となります。 但し、 <u>再開しようとする年分の非課税管理勘定で既に投資信託等を購入していた場合は、その年内における再開はできません。</u>

※1 勘定設定期間とは、非課税口座をご利用いただくことができる期間のことで、次の 3 つの期間に分けられています。

- ①平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの 4 年間
- ②平成 30 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 4 年間
- ③平成 34 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの 2 年間

※2 非課税管理勘定とは、金融機関において、他の課税対象となる口座と区別するために非課税口座内において各年に設けられる勘定のことです。

同一の勘定設定期間内における金融機関の変更について



Q：A 銀行に非課税口座を開設し、平成 26 年分の非課税管理勘定で投資信託を購入しましたが、平成 27 年分以降は、B 銀行で非課税口座を開設することはできますか。

A：一定の手続きの下、B 銀行で非課税口座を開設することは可能です。但し、既に A 銀行で平成 27 年分の

非課税管理勘定で投資信託を購入している場合、平成 27 年分は他の金融機関で非課税口座を開設することはできません。この場合、平成 28 年分より変更が可能です。

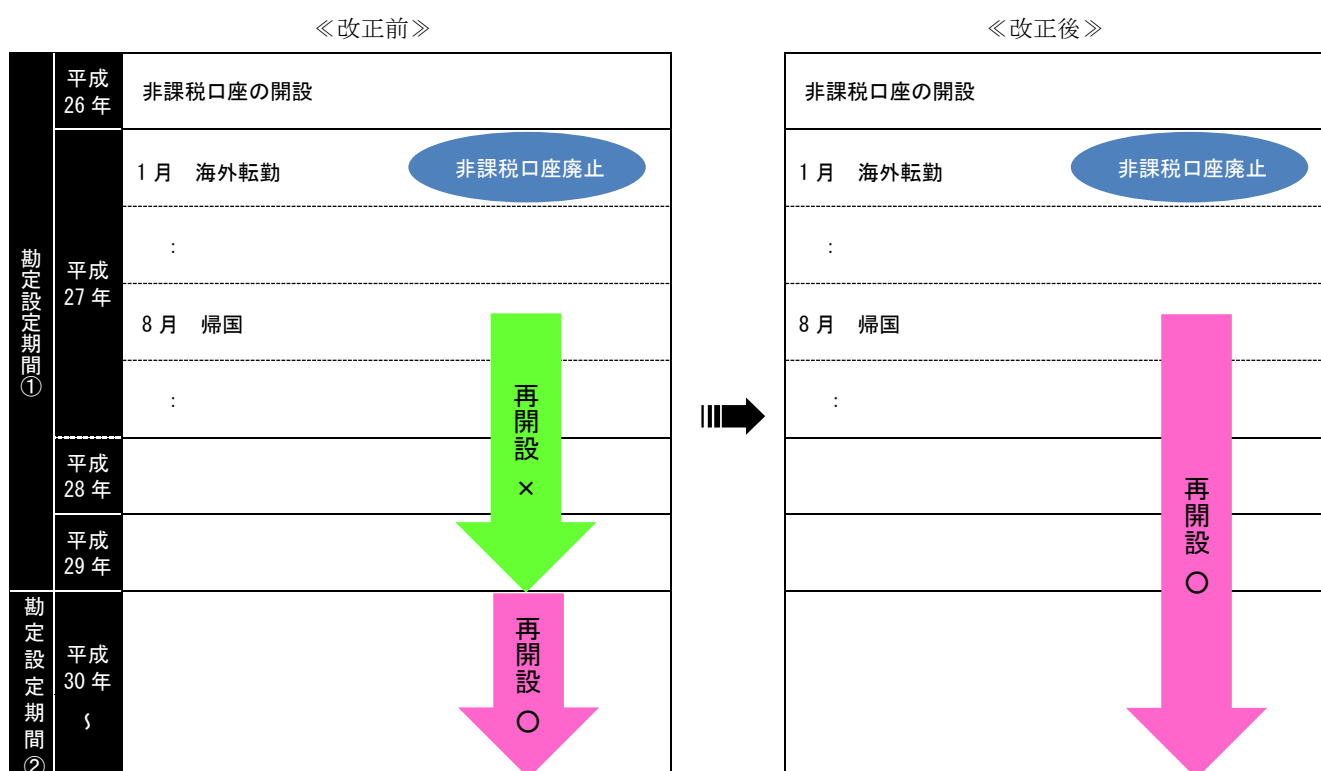
Q：上記の通り、金融機関を変更した場合、既に A 銀行で保有している投資信託はどうなりますか。

A：引き続き A 銀行の非課税口座で保有することになります。A 銀行（変更前の金融機関）の非課税口座で保有している投資信託は、B 銀行（変更後の金融機関）の非課税口座に移管することはできません。

Q：上記の通り、金融機関を変更した場合、A 銀行における平成 26 年分の非課税管理勘定で購入した投資信託は、非課税期間終了後、B 銀行における平成 31 年分の非課税管理勘定へ移管することはできますか。

A：できません。このようなロールオーバーは、同一の金融機関同士でしか行うことができないため、平成 31 年分の非課税管理勘定は A 銀行となっている必要があります。金融機関の変更を行った場合、ロールオーバーができなくなりますので、ご注意ください。

同一の勘定設定期間内における非課税口座廃止後の再開設について



Q：平成 26 年分の非課税管理勘定で投資信託を購入しましたが、海外転勤のため、非課税口座を廃止します。この場合、非課税口座で保有している投資信託はどうなるのでしょうか。

A：非課税口座を廃止した場合、既に非課税口座で保有している投資信託については、特定口座又は一般口座に移管され、非課税の適用を受けることができなくなります。

Q：海外勤務のため、平成 27 年 1 月に非課税口座を閉鎖しますが、帰国後に、非課税口座を再開設することはできますか。

A：一定の手続きの下、同一又は別の金融機関で非課税口座を再開設することが可能です。但し、既に平成 27 年分の非課税管理勘定で投資信託を購入していた場合は、平成 27 年分の非課税口座の再開設はできません。この場合、平成 28 年分より再開設が可能です。

このお知らせは、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により取扱が変更となる可能性があります。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお近くの福邦銀行の窓口までお問い合わせください。